

始良中央合併協議会 第3回会議



平成16年10月28日(木)午後1時30分

国分シビックセンター多目的ホール

第3回始良中央合併協議会会議次第

日時 平成16年10月28日（木）午後1時30分から
場所 国分シビックセンター多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諸般の報告

4 議 事

（協議事項）

(1) 協議第60号 新市まちづくり計画について(協定項目6) …………… 別冊1

5 次回の協議事項について

（前協議会で承認された合併協定項目と内容に実質的に変更があるもの）

(1) 協議第61号 町名・字名の取扱いについて(協定項目19) …………… 1～15

(2) 協議第62号 環境衛生事業の取扱いについて(協定項目25-10) …………… 16～46

5 その他

(1) 次回の会議日程等について

6 閉 会

〈配付資料〉

- ・ 第3回協議会資料
- ・ 第3回協議会資料参考資料（新旧対照表）
- ・ 新市まちづくり計画書（原案）
- ・ 新市まちづくり計画書の参考資料

〈次回の協議会の開催日程〉

第4回協議会は、11月4日(木)午後1時30分から国分シビックセンター多目的ホールで開催する予定です。

諸般の報告(協議会の行事や事務局の動き) 第3回幹事会

期 日	内 容	備 考
10月14日 木	第2回協議会: 多目的ホール 第2回まちづくりプロジェクト・第4回ワーキング(企画)合同会議: 国分市 第3回まちづくりプロジェクト・第5回ワーキング(財政)合同会議: 国分市 都市計画分科会: 国分市	総務班 計画班 // 調整班
10月15日 金	養護老人ホーム分科会: 隼人町	調整班
10月18日 月	社会教育分科会: 隼人町	調整班
10月21日 木	第3回幹事会: 多目的ホール 都市計画分科会: 国分市	総務班 調整班
10月25日 月	社会教育分科会: 隼人町	調整班
10月27日 水	土木分科会: 国分市	調整班
10月28日 木	第3回協議会: 多目的ホール 都市計画分科会: 国分市	総務班 調整班

期 日	内 容	備 考
11月1日 月	学校教育分科会: 隼人町	調整班
11月4日 木	第4回協議会: 多目的ホール	総務班

第3回始良中央合併協議会 参考資料

1 町名・字名の取扱いについて（協定項目 19）

番号	協議番号	1市6町調整方針	1市5町調整方針
1	協議第 61 号	<p>1 町・字の区域については、現行のとおりとする。</p> <p>2 町・字の名称については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国分市については、「国分市〇〇」を「霧島市国分〇〇」に置き換える。</p> <p>(2) 溝辺町については、「始良郡溝辺町〇〇」を「霧島市溝辺町〇〇」に置き換える。</p> <p>(3) 横川町については、「始良郡横川町〇〇」を「霧島市横川町〇〇」に置き換える。</p> <p>(4) 牧園町については、「始良郡牧園町〇〇」を「霧島市牧園町〇〇」に置き換える。</p> <p>(5) 霧島町については、「始良郡霧島町〇〇」を「霧島市霧島〇〇」に置き換える。</p> <p>(6) 隼人町については、「始良郡隼人町〇〇」を「霧島市隼人町〇〇」に置き換える。</p> <p>(7) 福山町については、「始良郡福山町〇〇」を「霧島市福山〇〇」に置き換える。 ただし、大字の「福山」については、「霧島市福山△△△番地」とする。</p>	<p>1 町・字の区域については、現行のとおりとする。</p> <p>2 町・字の名称については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国分市については、「国分市〇〇」を「霧島市国分〇〇」に置き換える。</p> <p>(2) 横川町については、「始良郡横川町〇〇」を「霧島市横川町〇〇」に置き換える。</p> <p>(3) 牧園町については、「始良郡牧園町〇〇」を「霧島市牧園町〇〇」に置き換える。</p> <p>(4) 霧島町については、「始良郡霧島町〇〇」を「霧島市霧島〇〇」に置き換える。</p> <p>(5) 隼人町については、「始良郡隼人町〇〇」を「霧島市隼人町〇〇」に置き換える。</p> <p>(6) 福山町については、「始良郡福山町〇〇」を「霧島市福山町〇〇」に置き換える。</p>

2 環境衛生事業の取扱いについて（協定項目 25-10）

番号	協議番号	1市6町調整方針	1市5町調整方針
2	協議第 62 号	<p>8 資源ごみ（容器包装リサイクル法関連を含む）の収集品目、収集回数、排出先等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整し、統一するものとする。ただし、収集品目については、横川町、牧園町の例により調整し、統一するものとする。なお、統一の時期については、新市において協議する。</p>	<p>8 資源ごみ（容器包装リサイクル法関連を含む）の収集品目、収集回数、排出先等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。</p>

町名・字名の取扱いについて(協定項目19)

町名・字名の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
 - (1) 国分市については、「国分市〇〇」を「霧島市国分〇〇」に置き換える。
 - (2) 横川町については、「始良郡横川町〇〇」を「霧島市横川町^{ちよう}〇〇」に置き換える。
 - (3) 牧園町については、「始良郡牧園町〇〇」を「霧島市牧園町^{ちよう}〇〇」に置き換える。
 - (4) 霧島町については、「始良郡霧島町〇〇」を「霧島市霧島〇〇」に置き換える。
 - (5) 隼人町については、「始良郡隼人町〇〇」を「霧島市隼人町^{ちよう}〇〇」に置き換える。
 - (6) 福山町については、「始良郡福山町〇〇」を「霧島市福山町^{ちよう}〇〇」に置き換える。

平成16年11月4日提出

始良中央合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央合併協議会の調整内容

協議事項	19 町名・字名の取扱い	関係項目	町名・字名の取扱い
調整の内容	1 町・字の区域については、現行のとおりとする。 2 町・字の名称については、次のとおりとする。 (1) 国分市については、「国分市〇〇」を「霧島市国分〇〇」に置き換える。 (2) 横川町については、「始良郡横川町〇〇」を「霧島市横川町〇〇」に置き換える。 (3) 牧園町については、「始良郡牧園町〇〇」を「霧島市牧園町〇〇」に置き換える。 (4) 霧島町については、「始良郡霧島町〇〇」を「霧島市霧島〇〇」に置き換える。 (5) 隼人町については、「始良郡隼人町〇〇」を「霧島市隼人町〇〇」に置き換える。 (6) 福山町については、「始良郡福山町〇〇」を「霧島市福山町〇〇」に置き換える。		

各市町の現況

国分市	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	
町数 32 大字数 21 小字数 974 【町名】 剣之字都町 広瀬三丁目 清水一丁目 広瀬四丁目 清水二丁目 清水三丁目 【大字名】 清水四丁目 重久 清水五丁目 清水 姫城南 姫城 名波町 郡田 山下町 台明寺 城山町 川原 中央一丁目 上小川 中央二丁目 野口 中央三丁目 野口西 中央四丁目 府中 中央五丁目 向花 中央六丁目 新町 野口町 松木 野口東 福島 野口北 広瀬 府中町 湊 向花町 上井 新町一丁目 川内 新町二丁目 敷根 松木町 下井 松木東 上之段 福島一丁目 福島二丁目 福島三丁目 広瀬一丁目 広瀬二丁目	大字数 3 小字数 485 【大字名】 上ノ 中ノ 下ノ	大字数 7 小字数 978 【大字名】 宿窪田 三体堂 万膳 下中津川 上中津川 持松 高千穂	大字数 4 小字数 185 【大字名】 田口 大窪 川北 永水	大字数 31 小字数 849 【大字名】 小浜 野久美田 小田 真孝 住吉 見次 内山田 朝日 内 姫城 東郷 西光寺 松永 嘉例川 野口 姫城一丁目 姫城二丁目 姫城三丁目 東郷一丁目 松永一丁目 松永二丁目 神宮一丁目 神宮二丁目 神宮三丁目 神宮四丁目 神宮五丁目 神宮六丁目 内山田一丁目 内山田二丁目 内山田三丁目 内山田四丁目	大字数 4 小字数 485 【大字名】 福山 福地 福沢 佳例川	

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協定項目	19 町名・字名の取扱い	関係項目	町名・字名の取扱い
------	--------------	------	-----------

1市5町における取扱いパターン

市町名	町数	大字数	小字数	現在の住所表示例	①旧市郡名及び旧町名を新市に置き換え、市町の文字の表示をしない	②旧市郡名を新市に置き換え、市の文字の表示をしない	③旧市郡及び旧町名を新市に置き換える
国分市	32	21	974	国分市中央○丁目○番○号 国分市清水○○○番地 国分市向花町○○○番地	霧島市国分中央○丁目○番○号 霧島市国分清水○○○番地 霧島市国分向花町○○○番地	霧島市国分□中央○丁目○番○号 霧島市国分□清水○○○番地 霧島市国分□向花町○○○番地	霧島市中央○丁目○番○号 霧島市清水○○○番地 霧島市向花町○○○番地
横川町	—	3	485	始良郡横川町中ノ○○○番地	霧島市横川中ノ○○○番地	霧島市横川町中ノ○○○番地	霧島市中ノ○○○番地
牧園町	—	7	978	始良郡牧園町宿窪田○○○番地	霧島市牧園宿窪田○○○番地	霧島市牧園町宿窪田○○○番地	霧島市宿窪田○○○番地
霧島町	—	4	185	始良郡霧島町田口○○○番地	霧島市霧島田口○○○番地	霧島市霧島町田口○○○番地	霧島市田口○○○番地
隼人町	—	31	849	始良郡隼人町内山田○丁目○番○号 隼人町見次○○○番地	霧島市隼人内山田○丁目○番○号 霧島市隼人見次○○○番地	霧島市隼人町内山田○丁目○番○号 霧島市隼人町見次○○○番地	霧島市内山田○丁目○番○号 霧島市見次○○○番地
福山町	—	4	485	始良郡福山町福山○○○番地 始良郡福山町佳例川○○○番地	霧島市福山○○○番地 (大字の福山は旧町名を非表示) 霧島市福山佳例川○○○番地	霧島市福山町福山○○○番地 (二重表記) 霧島市福山町佳例川○○○番地	霧島市福山○○○番地 霧島市佳例川○○○番地
備考					地方自治法第260条の手続きが必要となる。	地方自治法第260条の手続きが必要となる。	地方自治法第260条の手続きは必要ない。

(市町村内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

始良中央合併協議会の調整内容

協定項目	19 町名・字名の取扱い	関係項目	参考資料
------	--------------	------	------

◎町名・字名に関する実際の変更手続き

過去の合併事例や現在他県で設置されている先進法定合併協議会では、そのほとんどが町名・字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。

ただし、合併関係市町間で、同一又は類似の町名・字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。

町・字の区域及び名称の変更手続は、地方自治法第260条で「町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する場合」は、市町長が当該市町議会の議決を経て、これを定め、知事に届け出なければならないこととされている。

この手続は、「市町村長の提案」→「市町村議会の議決」→「知事への届出」→「知事の告示」→「効力発生」となるが、この処分は新市において行うべきものであることから、この手続きのとおりに行うと、合併と同時に施行させることができず、新市の発足時には、新市の名称だけが変更され、その後町名以下が変更されることになり、二度手間にて住民に多大な影響を及ぼすことになってしまう。

こうしたことから、実際の手続きは、合併の日に合併市町村の長の職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い、効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取った上で、合併の日付で行ってもらい、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。(ただし、町・字の名称変更の手続は、合併前に当該区域の属する関係市町の議会で議決を経て、知事に届けることも可能。)

◎町名・字名の変更手続きの流れ(例)

(合併日) 新市長職務執行者による「町・字の名称の変更」の専決処分
知事への届出 自治法260条
知事の告示(効力発生) 自治法260条

新市初議会 専決処分の承認

[参考事項]

※「町若しくは字の区域を新たに画し」には、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれる。(30.12.6 行政実例)

※「字」には、いわゆる字のみならず、「大字」、「小字」も含まれる。(23.8.9 自発519号)

※市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、「字」と同様に考えてよい。(23.8.9 自発519号)

※市の廃置分合に際し、旧市町の字の区域と名称をそのまま新市の字の区域と名称とする場合には、自治法第260条の手続は不要である。(30.3.30 行政実例)

始良中央合併協議会の調整内容

協定項目	19 町名・字名の取扱い	関係項目	参考資料(関係法令抜粋)
------	--------------	------	--------------

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(市町村内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

不動産登記法

第59条 行政区画又ハ其名称ノ変更アリタルトキハ登記簿ニ記載シタル行政区画又ハ其名称ハ当然之ヲ変更シタルモノト看做ス字又ハ其名称ノ変更アリタルトキ亦同シ

登録免許税法

(非課税登記等)

第5条 次に掲げる登記等(第4号又は第5号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

1 国又は別表第2に掲げる者がこれらの者以外の者に代位してする登記又は登録

2 登記機関(登記官又は登記以外の登記等をする官庁若しくは団体の長をいう。以下同じ。)が職権に基づいてする登記又は登録で政令で定めるもの

3 商法(明治32年法律第48号)第2編第4章第7節(会社の整理)又は第9節第2款(特別清算)の規定による株式会社の整理又は特別清算に関し裁判所の嘱託によりする登記又は登録

4 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項又は第4条(住居表示の実施手続等)の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登記事項の変更の登記又は登録

5 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更(その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。)に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

町名・字名の取扱い 先進事例

指宿地区4市町合併協議会(鹿児島県)

- 1 4市町の町・字の区域については、従前のおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
 - ①指宿市においては、「指宿市**」を「〇〇市指宿**」に置き換えるものとする。
 - ②山川町においては、「指宿郡山川町**」を「〇〇市山川**」に置き換えるものとする。
 - ③穎娃町においては、「指宿郡穎娃町**」を「〇〇市穎娃**」に置き換えるものとする。
 - ④開聞町においては、「指宿郡開聞町**」を「〇〇市開聞**」に置き換えるものとする。

日置合併協議会(鹿児島県)

字の区域は、現行どおりとし、現行の字の名称の前に当該字の属する地方公共団体の名称を付し、字の名称を変更する。

川薩地区法定合併協議会(鹿児島県)

町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整するものとする。

- 1 川内市については、現行のおりとする。
- 2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したものをもって、大字とする。
- 3 里村、上甑村、下甑村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、これを従前の大字に冠したものをもって、大字とする。

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会(愛媛県)

1. 4市町の町・字の区域については、従前のおりとする。
2. 町・字の名称については、次のとおりとする。

宇和島市は現行のおりとする。
吉田町・三間町・津島町については「大字」を表示せず、北宇和郡を宇和島市に置き換えるものとする。

下五島一市五町合併協議会(長崎県)

・町、字の区域については、現行のおりとする。
・福江市の町(まち)の名称については、現行のおりとする。
・5町の字の名称については、□□郷の「郷」を削除し、現行の町名の後に付けて、新市の町(まち)の名称とする。
例えば、福江市中央町の場合は「〇〇〇市中央町△△番地」とし、富江町狩立郷の場合は「〇〇〇市富江町狩立△△番地」とし、他町についても同じとする。なお、「〇〇〇市」とあるのは、新市の名称である。

三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(広島県)

新市の町の区域及び名称は、三次市においては現行のおりとし、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町においては、それぞれ君田町、布野町、作木町、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町という町の区域を設定する。君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町の大字名については、現行の大字名から「大字」を削除し、区域は現行のおりとする。

津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会(香川県 現さぬき市)

- (1) 字の区域は従前のおりとする。
- (2) 町、字の名称について
 - ① 津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。
例えば、「大川郡津田町津田〇番地」は「さぬき市津田町津田〇番地」になります。
 - ② 志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。
例えば、「大川郡志度町大字志度〇番地」は「さぬき市志度〇番地」になります。
 - ③ 長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。但し、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。
例えば、「大川郡長尾町西〇番地」は「さぬき市長尾西〇番地」になります。
また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。
例えば、「大川郡長尾町多和字相草上〇番地」は「さぬき市多和相草上〇番地」になります。

始良中央合併協議会の調整内容

協定項目	19 町名・字名の取扱い	関係項目	参考資料
住所変更手続き(先進地参考事例)			
◎合併時に住所変更手続きが必要ないと考えられるもの			
1 住民票		24 介護保険特定標準負担額減額認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する証書）	
2 戸籍		25 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証	
3 印鑑登録証		26 訪問介護利用者負担額減額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担額軽減措置）	
4 外国人登録証		27 保育所、学校等への住所変更手続き	
5 老人保健医療受給者証		28 原動機付き自転車（125CC以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書	
6 老人保健特定疾病療養受療証		29 犬の飼い主の住所	
7 老人医療 入院時に係る減額認定証		30 各種自動車の使用者・所有者の住所（自動車検査証）	
8 重度心身障害者等医療費受給資格者証		31 自動車保管場所証明書	
9 母子家庭等医療費受給資格者証		32 旅券(パスポート)	
10 乳幼児医療費受給資格者証		33 国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者の住所	
11 母子健康手帳		34 国民年金基金加入者及び受給者の住所	
12 児童扶養手当証書		35 不動産（土地・建物）登記簿の「所在」（表題部）	
13 児童手当		36 不動産登記簿に登記された所有者、抵当権者及び仮登記権利者等の住所（甲区・乙区）	
14 特別児童扶養手当証書			
15 身体障害者手帳			
16 療育手帳			
17 精神障害者保健福祉手帳			
18 精神障害者通院医療費公費負担患者証			
19 国民健康保険被保険者証（国民健康保険証）			
20 国民健康保険標準負担額減額認定証			
21 国民年金被保険者の住所			
22 介護保険被保険者証			
23 介護保険標準負担額減額認定証			

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る主な手続き一覧(県関係)

(平成16年7月7日 鹿児島県市町村合併推進室)

※ 原則として、法人(会社)及び組織名を変更する場合は、変更の手続きが必要となります。

※ 手続きを要する件について、必要な書類及び手続方法については、担当課へお問い合わせください。

No.	担当部・課(事務所)	件名	該当者	住所変更の手続き		
				要・不要	手続きの方法等	
1	各公益法人所管課	定款又は寄附行為の変更認可の申請	公益法人	不要	事務所の住所変更手続きは必要ありません。	
2	学事文書課 私立幼稚園係 099-286-2146	宗教法人の規則変更	宗教法人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
3	学事文書課 私立学校係 私立幼稚園係 099-286-2146	学校法人の変更登記	学校法人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
4		学校法人の寄附行為の変更	学校法人			
5		私立学校の学則(園則)変更	私立幼稚園、小、中、高等学校、専修学校、各種学校			
6	各総務事務所 鹿児島 099-223-0161(代) 加世田 0993-51-3111(代)	免税軽油使用者証	免税軽油の使用者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。免税証の交付申請時に使用者の住所変更を行います。	
7	川内 0996-23-5151(代) 加治木 0995-63-3111(代)	免税軽油共同使用者証	免税軽油の共同使用者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。免税証の交付申請時に使用者の住所変更を行います。	
8	各支庁財務課 熊毛 0997-22-1131(代) 大島 0997-53-1111(代)	大隅 0994-82-1111(代) 鹿屋 0994-43-3121(代)	軽油引取税に係る営業の開業の届出書	元売業者、特約業者及び石油製品販売業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
9		軽油引取税に係る販売契約の締結等の届出書	元売業者、特約業者及び石油製品販売業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
10		軽油引取税に係る特別徴収義務者登録変更届出書	特別徴収義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
11		ゴルフ場利用税に係る登録変更届出書	特別徴収義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
12		法人の異動届出書	納税義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
13	自動車税管理事務所 099-261-5611 各総務事務所 各支庁財務課	自動車税、自動車取得税申告書	自動車の取得者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
14	消防防災課 保安係 099-286-2262	高圧ガス関連・製造等の許可・届出	高圧ガス取扱事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
15		高圧ガス関連・LPガス設備土免状	設備土免状取得者			
16		火薬類・譲受、消費等の許可・届出	火薬類取扱事業者			
17	選挙管理委員会事務局 099-286-2237	政治団体の異動届	政治団体の代表者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
18	県民交流センター 099-221-6611 各総務事務所 加世田 0993-53-3111(代) 川内 0996-23-5151(代) 加治木 0995-63-3111(代) 大隅 0994-82-1111(代) 鹿屋 0994-43-3121(代) 各支庁総務課 熊毛 0997-22-1131(代) 屋久島 0997-46-2211 大島 0997-53-1111(代) 瀬戸内 0997-72-2111 喜界 0997-65-2091(代) 徳之島 0997-82-1333(代) 沖永良部 0997-92-1632(代)	旅券(パスポート)	有効旅券所持者	不要	住所変更の手続きの必要はありません。なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正していただいて結構ですが、他のページに書き込みをすると無効となりますのでご注意ください。 ※なお、旅券発給申請のために申請前6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。	
19	県民生活課 企画調整係 099-286-2520	特定非営利活動法人の定款変更の届出	特定非営利活動法人	要	合併後の直近の総会時に定款記載の住所の変更を行い、届出を行ってください。	

20	県民生活課 消費生活係 099-286-2521	消費生活協同組合の定款 変更の届出及び認可	消費生活協同組合	要	合併後の直近の総会時に定款記載の住所の変更を行い、組合の事務所所在地の変更については届出を、組合の区域の変更については認可申請を行ってください。
21	環境整備課 一般廃棄物係 099-286-2599	一般廃棄物処理施設設置 許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
22	環境整備課 産業廃棄物係 099-286-2600	産業廃棄物処理業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
23		産業廃棄物処理施設設置 許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
24	環境保護課 野生生物係 099-286-2616	鳥獣捕獲許可証	左記許可証等の所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行ってください。 なお、書き換えを希望される方は、市町村の担当窓口で手続きができます。 (なお、一部の捕獲許可については、県が窓口になります。)
25		鳥獣飼養登録票			
26	環境保護課 自然公園係 099-286-2617	自然公園法に係る許認可	許認可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
27	環境管理課 水質係 099-286-2629	水質汚濁防止法に係る特定 施設の設置届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
28	環境管理課 大気係 099-286-2627	大気汚染防止法に係るばい 煙、一般粉じん及び特定 粉じん発生施設の設置 届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
29	環境管理課 環境管理係 099-286-2624	ダイオキシン類対策特別 措置法に係る特定施設の 設置届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
30	環境管理課 環境管理係 099-286-2624	鹿児島県公害防止条例に 基づく特定施設の届出 (騒音、汚水、ばい煙、 粉じん、悪臭)	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
31	環境政策課 環境計画推進係 099-286-2586	フロン類回収業及び引取 業の登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
32	環境政策課 環境保健係 099-286-2584	水俣病総合対策医療事業 の医療手帳、保健手帳、 治研手帳	左記手帳保持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、手帳の書き換えを希望される方は、当課で手続きができます。
33	医務課 医療歯科保健係 099-286-2707	定款（寄附行為）変更認 可申請	医療法人	要	住所変更に関する登記完了届を提出してください。なお、定款又は寄附行為上の住所表示を変更したい場合は、変更認可申請が必要です。
34		病院・診療所等許可指令 書	病院・診療所等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
35		助産所・施術所・歯科技 工所開設届	届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
36	健康増進課 疾病対策係 099-286-2714	被爆者健康手帳	手帳等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、市町村窓口で手続きができます。
		第一種健康診断受診者証			
		第二種健康診断受診者証			
37		原爆諸手当証書	証書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、市町村窓口で手続きができます。
38		被爆体験者医療受給者証	受給者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、市町村窓口で手続きができます。
39		特定疾患医療受給者証	受給者証、登録者証の 交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
40		特定疾患登録者証			
41	健康増進課 疾病対策係	訪問介護利用者負担額減 額認定証	認定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、市町村窓口で手続きができます。
42	099-286-2714	訪問介護利用被爆者助成 受給資格認定証			

43	社会福祉課 調査援護係 099-286-2830	戦傷病者手帳	戦傷病者手帳保持者	不要	住所変更の手続は必要ありません。
44		恩給受給者住所	恩給受給者	不要	住所変更の手続は必要ありません。
45	介護国保課 審査育成係 099-286-2676	介護保険指定事業所の指定	介護保険指定事業所の指定を受けている者	不要	住所変更の手続は必要ありません。なお、指定書の書換えを希望される方は、指定書を添付のうえ、申し出てください。
46	障害福祉課 各福祉事務所 鹿児島 099-223-0161(代)	身体障害者手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続は必要ありません。変更を希望される方は、合併後に手続きを行ってください。
47	揖宿 0993-22-2171(代) 川辺 0993-51-3111(代)	身体障害者福祉法による医師指定書	身体障害者福祉法による指定医師	不要	住所変更の手続は必要ありません。
48	北薩 0996-22-8650 始良 0995-63-3111(代)	支援費制度事業者指定書	支援費制度サービス提供指定事業者	不要	住所変更の手続は必要ありません。
49	曾於 0994-82-1111(代) 肝属 0994-43-3121(代)	支援費制度受給者証	支援費制度の受給を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。変更を希望される方は、合併後に手続きを行ってください。
50	各支庁等福祉課 熊毛 0997-22-1131(代) 屋久島 0997-46-2235 大島 0997-53-1111(代)	療育手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続は必要ありません。変更を希望される方は、合併後に手続きを行ってください。
51	瀬戸内 0997-72-0186 喜界 0997-65-0114 徳之島 0997-82-0233	精神障害者保健福祉手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続は必要ありません。変更を希望される方は、合併後に市町村窓口で手続ができます。
52	沖永良部 0997-92-0121 与論 0997-97-2274	精神障害者通院医療費公費負担患者票	左記患者票をお持ちの方	不要	住所変更の手続は必要ありません。更新時に新しい住所になります。
53	保健福祉部 ハートピアかごしま 099-220-5165 精神保健福祉センター 099-255-0617	育成医療の給付	認定者及びその保護者	不要	住所変更の手続は必要ありません。
54	児童福祉課 施設福祉係 099-286-2771	保育所の設置認可	保育所	不要	住所変更の手続は必要ありません。変更届出時に併せて行ってください。
55		保育所の設置届け	市町村	不要	住所変更の手続は必要ありません。変更届出時に併せて行ってください。
56		認可外保育施設の開設届け	認可外保育施設	不要	住所変更の手続は必要ありません。変更届出時に併せて行ってください。
57	児童福祉課 児童育成係 099-286-2763	保育士登録	保育士	不要	住所変更の手続は必要ありません。
58		児童手当	左記手当の受給者	不要	住所変更の手続は必要ありません。
59	児童福祉課 家庭福祉係 099-286-2766	児童扶養手当証書	左記手当の受給者	不要	住所等は更新時に変更しますので合併時に住所変更の手続は必要ありません。
60		特別児童扶養手当証書	左記手当の受給者	不要	住所変更の手続は必要ありません。
61		母子寡婦福祉資金貸付制度	左記の貸付を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
62	児童福祉課 母子保健係 099-286-2775	小児慢性特定疾患治療研究事業	本事業認定者及びその保護者	不要	住所変更の手続は必要ありません。更新時に変更します。
63		未熟児養育医療の給付	認定者及びその保護者	不要	住所変更の手続は必要ありません。
64	薬務課 薬務係 099-286-2806	薬局・医薬品製造業・販売業許可証（一般・特例・薬種商）	左記の許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
65		毒物劇物製造業・販売業登録票（一般・農薬用品目・特定品目）	左記の登録票の登録を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
66	薬務課 麻薬係 099-286-2804	麻薬取扱者免許証（卸業者・小売業者・施用者、管理者、研究者）	左記の免許証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
67	生活衛生課 各保健所	食品の営業許可	食品の営業許可を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
68	指宿 0993-22-2171(代) 加世田 0993-53-2315 伊集院 099-273-3111(代)	理容所、美容所、クリーニング所の位置等の届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。検査済証の書換えを希望される方は、管轄の保健所で受け付けます。

69	保健福祉部	川 薩 0996-23-3165 出水 0996-63-3111(代)	旅館業、公衆浴場業、興行場の営業許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
70		大 口 0995-22-2111(代) 加治木 0995-63-3111(代) 隼 人 0995-42-0480	建築物における衛生的環境の確保に関する法律における特定建築物の届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
71		志布志 0994-72-1021 鹿 屋 0994-43-3121(代)	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
72		西之表 0997-22-1131(代) 屋久島 0997-46-2024	温泉掘削等の許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
73		名 瀬 0997-52-5411 徳之島 0997-82-0149	温泉利用許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
74			と畜場法に係る許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
75		各社会福祉法人の所管課	社会福祉法人の認可	同法人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。定款変更時に併せて手続きを行ってください。
76	商工観光労働部	商工政策課 商業貿易係 099-286-2931	大規模小売店舗立地法の届出	大規模小売店舗を設置する者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、大規模小売店舗立地法に基づく届出をしている店舗であって、合併に伴い店舗の名称、設置する者又は小売業者名を変更する場合は変更届が必要となります。
77		計量検定所 099-269-5161	計量証明事業登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届出時に併せて手続きを行ってください。
78			特定計量器の修理事業の届出	届出している修理事業者		
79			特定計量器の販売事業の届出	届出している販売事業者		
80			適正計量管理事業の指定	指定を受けている適正計量管理事業所		
81		経営金融課 金融係 099-286-2946	貸金業の登録	貸金業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更届出時に併せて手続きを行ってください。
82		工業振興課 工業指導係 099-286-2965	電気工事業登録証	電気工事業の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更届出時に併せて手続きを行ってください。
83			電気工事士免状（第1種、第2種）	電気工事士免状を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。免状の住所の欄は、ご自身で訂正していただいで結構です。
84		工業振興課 鉱政係 099-286-2964	採石業者登録及び岩石採取計画の認可	採石業者登録を受けている業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。新規認可や更新認可申請時に併せて手続きを行ってください。
85			砂利採取業者登録及び砂利採取計画の認可	砂利採取業登録を受けている業者	不要	
86	企業立地推進室 099-286-2985	工場立地法の届出	特定工場を設置する者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、工場立地法に基づく届出をしている工場であって、合併に伴い工場（会社）の名称を変更する場合は、変更届が必要となります。	
87	観光課 企画開発係 099-286-2994	旅行業者、旅行業者代理業の登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
88		通訳案内業免許証	免許証所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
89	労働政策課 民間訓練係 099-286-3019	認定職業訓練を受ける事業所等の所在地	認定職業訓練を行う事業主等	不要	住所変更の手続きは必要ありませんが、定款に記載した事項に変更がある場合は、届出を行ってください。	
90	農政部	農業経済課 農協指導係 099-286-3124	農業協同組合の定款変更認可	農業協同組合	要	組合（法人）の地区についての定款変更を行い、変更認可申請を行う必要があります。
91		農事組合法人の定款の変更の届出	農事組合法人	要		
92		農業共済組合の定款の変更の届出	農業共済組合	要	合併後の直近の総代会時に組合の地区についての定款変更を行い、変更認可申請を行う必要があります。	
93	食の安全推進課 生産環境係 099-286-2891	普通肥料の登録	普通肥料の登録をしている業者	要	住所変更の手続きは、変更後2週間以内に変更届出書又は書換交付申請書により食の安全推進課にて手続きを行ってください。	

94		特殊肥料生産業者の届出	特殊肥料生産業者の届を出している業者		
95		指定配合肥料生産業者の届出	指定配合肥料の届を出している業者		
96		肥料販売業の届出	肥料販売業の届を出している業者	不要	住所変更手続きは必要ありません。
97		農薬販売業の届出	農薬販売業届を出している業者		
98	農政部 畜産課 衛生環境係 099-286-3224	動物用医薬品販売許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更手続きは必要ありません。更新時に変更手続きを行ってください。なお、許可証の書き換えを希望される方は管轄の家畜保健衛生所で手続きを行ってください。
99		飼育動物の診療施設の開設届出	動物診療獣医師	不要	住所変更手続きは必要ありません。
100		家畜人工授精師免許	免許を受けている方	不要	住所変更手続きは必要ありません。
101	畜産課 中小家畜係 099-286-3224	家畜商免許証	左記の免許証の交付を受けている方	要	変更届の手続きを行ってください。
102	畜産課 草地飼料係 099-286-3219	飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届出	飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届を出している方	要	変更届の手続きを行ってください。
103	農地整備課 計画管理室 099-286-3253	海岸保全区域占用許可 (※海岸保全区域の内、農林海岸のみ農地整備課所管。漁港、港湾等は他課所管です。)	占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
104		公有財産使用許可(※公有財産の内、土地改良施設について農地整備課所管です。)	占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
105	林務水産課 漁協係 099-286-3336	水産業協同組合の定款変更認可	水産業協同組合	要	組合の地区及び事務所の所在地についての定款変更を行い、変更認可申請を行ってください。
106	林務水産課 森林組合係 099-286-3334	森林組合の定款変更認可	森林組合	要	合併後直近の総会時において、組合の地区及び事務所の所在地についての定款変更を行い、変更認可申請を行ってください。
107	森林保全課 森林保全係 099-286-3391	林地開発許可申請	左記の許可を受けているもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
108	森林保全課 保安林係 099-286-3390	保安林指定(解除)申請書	左記の申請を行っているもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、申請地番については、告示の関係で変更を要する場合があります。
109		保安林(保安施設地区)指定施業要件変更申請書	左記の申請を行っているもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、申請地番については、告示の関係で変更を要する場合があります。
110		保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書	左記の申請を行っているもの又は許可を受けているもの	不要	住所・届出地番の変更の手続きは必要ありません。
111	森林保全課 保安林係 099-286-3390	保安林(保安施設地区)作業許可申請書	左記の申請を行っているもの又は許可を受けているもの	不要	住所・届出地番の変更の手続きは必要ありません。
112	森林保全課 保安林係 099-286-3390	保安林(保安施設地区)内間伐(択伐)届出書	左記の届出を行っているもの	不要	住所・届出地番の変更の手続きは必要ありません。

113	森林保全課 保護猟政係 099-286-3394	捕獲許可証	左記許可証等の所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
114		従事者証			
115		狩猟免許			
116		狩猟者登録証			
117	水産振興課 漁業調整係 099-286-3428	漁業の許可	左記の許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。漁業許可更新時に住所の変更を行います。なお、更新時までに変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。
118		漁船登録票	左記の登録票の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。
119		船籍票	左記の船籍票の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。
120		共同・定置漁業権の免許	左記の免許を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
121		遊漁船業者の登録	遊漁船業者の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
122		区画漁業権の免許	左記の免許を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
123		漁港課 管理係 099-286-3459	漁港施設利用の届出	県管理漁港施設の利用届出をされている方	不要
124	漁港施設占用の許可（工作物設置、水面占用を含む）		県管理漁港施設の占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
125	漁港指定施設使用の許可		県管理漁港指定施設の使用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
126	監理用地課 建設業係 099-286-3490	建設業の許可	左記の許可証の交付を受けている方(合併時点で有効なものに限る)	一部要	市町村名のみの変更については住所変更の手続きは必要ありませんが、字名等が変更となる場合は、変更手続きが必要です。（大臣許可業者も同様です。）
127		浄化槽工事業の登録・(特例浄化槽工事業者)届出	左記の登録又は届出をなされた方(登録については、合併時点で有効なものに限る)		
128		解体工事業の登録	左記の登録をなされた方(合併時点で有効なものに限る)		
129		建設工事入札参加資格の変更届	参加資格者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
130	道路維持課 管理係 099-286-366	道路占用許可	道路の占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
131	河川課 管理係 099-286-3566	河川・海岸・海底の土地の占用等の許可	左記の許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
132	砂防課 工事事務係 099-286-3614	砂防指定地内の行為許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可の更新時や変更許可申請に併せて手続き行ってください。
133		砂防指定地内の占用許可	左記の許可を受けている方		
134	砂防課 土砂災害防止推進班 099-286-3616	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	左記の許可を受けている方		
135		地すべり防止区域内の行為許可	左記の許可を受けている方		
136	港湾課 管理係 099-286-3636	港湾施設使用許可書	左記の許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可の更新時や変更許可申請に併せて手続きを行ってください。
137	港湾課 調整係 099-286-3653	港湾区域内の水域又は公共空地の占用許可書			
138		港湾区域内の水域又は公共空地での土砂採取許可書			

139	土木部	都市計画課 調整係 099-286-3678	屋外広告業の届出	屋外広告業の届出済事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届の際に、併せて手続きを行ってください。
140			屋外広告物の表示・設置の許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新の際に、各市町村の窓口で併せて手続きを行ってください。
141		建築課 管理係 099-286-3707	宅地建物取引業者免許	免許所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や名簿登録事項変更届提出時に新住所で手続きを行ってください。 免許証の書換を希望される業者は書換え交付申請書を提出してください。
142			宅地建物取引主任者資格	資格登録者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。資格登録簿変更登録申請書提出時に新住所で手続きを行ってください。
143			宅地建物取引主任者証	主任者証所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や資格登録簿変更登録申請書提出時に新住所で手続きを行ってください。 主任者証の書換を希望される方は書換え交付申請書と主任者証を提出してください。
144		建築課 計画指導係 099-286-3710	建築士事務所登録	建築士事務所の開設者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に新住所で手続きを行ってください。
145	建築士住所		建築士	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
146	教育庁	総務課 行政係 099-286-5188	定款又は寄付行為の変更認可申請	公益法人	不要	事務所の住所変更手続きは必要ありませんが、定款又は寄付行為上の住所表示を変更したい場合は、変更認可申請が必要です。
147		県立図書館 099-224-9511	県立図書館の図書貸出券	図書貸出券所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
148		文化財課 指定文化財係 099-286-5355	国指定文化財	所有者及び管理者	要	所定の届書に指定書（史跡、名勝、天然記念物を除く）を添えて、県教育委員会に提出してください。
149			県指定文化財	所有者及び管理者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
150		文化財課 企画助成係 099-286-5353	銃砲刀剣類の登録	所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
151		福利厚生課 年金給付係 099-286-5220	恩給受給者住所	恩給受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
152		警察本部	生活安全企画課 099-206-0110(代) 又は最寄りの警察署	風俗営業許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要
153	古物営業許可証					
154	質屋営業許可証					
155	古物市場主許可証					
156	警備業認定証					
157	警備員指導教育責任者資格者証					
158	警備員に係る検定合格証					
159	生活保安課 099-206-0110(代) 又は最寄りの警察署	猟銃・空気銃所持許可証	銃砲所持許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。新規許可や更新許可申請時に併せて手続きを行ってください。 なお、書き換えを希望される方は、住所地、事業所を管轄する警察署で手続きができます。
160			銃砲所持許可証			
161			刀剣類所持許可証			
162			人命救助等に従事する者届出済証明書			
163			使用人届出済証明書			
164			猟銃用火薬類等譲受許可証			

165	警察本部	交通企画課	緊急自動車・道路維持作業用自動車指定証	指定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
166		099-206-0110(代)	緊急自動車・道路維持作業用自動車届出確認証	確認証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
167		又は最寄りの警察署	自動車運転代行業認定証	認定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
168		交通規制課	自動車保管場所証明	自動車保管場所証明書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
169		099-206-0110(代)	通行禁止・駐車禁止除外標章・許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
170		又は最寄りの警察署	乗車又は積載の制限外許可証	制限外許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
171		免許管理課 交通安全教育センター 099-266-0111 又は最寄りの警察署	自動車運転免許証	市町村合併に伴う住所表示の変更が生じた免許証保有者	※ 要	免許証の本籍・住所の変更が必要です。 ※ 合併後、警察署（交番・駐在所含む）又は交通安全教育センターで手続きができます。なお、免許証の更新時に併せて行うこともできます。

環境衛生事業について（協定項目25-10）

環境衛生事業について、次のとおり協議を求める。

- 1 ダイオキシン等有害物質の発生防止については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 公害調査の実施方法については、国分市の調査体制等を基本に、新市において調整する。
- 3 環境対策審議会については、設置をしている国分市、横川町、隼人町の例により、新市において調整する。
- 4 浄化槽整備計画については、下水道計画のある国分市、牧園町、隼人町の例により、新市において速やかに策定するものとする。
- 5 合併処理浄化槽の補助事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、補助対象区域及び補助内容については、合併までに調整する。
- 6 廃棄物処理基本計画については、国分市の例により、新市において策定する。また、処理計画（実施計画）については、当分の間、旧市町方式での計画で策定し、衛生管理組合との協議を経て、新市において速やかに調整する。
- 7 不燃物処理場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新たな施設については、新市において検討する。
- 8 資源ごみ（容器包装リサイクル法関連を含む）の収集品目、収集回数、排出先等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。
- 9 ごみの収集方法については、衛生管理組合等と協議を行い、合併までに調整する。また、ごみの運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 10 し尿・浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、汲み取り料金については、合併までに調整する。
- 11 環境保全協定については、新市において協定内容を見直し、速やかに締結する。
- 12 地球温暖化対策については、地球温暖化防止計画を隼人町、福山町の例により、新市において速やかに策定する。

平成16年11月4日提出

始良中央合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	ダイオキシン類対策
調整の内容	1 ダイオキシン等有害物質の発生防止については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況

項目	国分市	横川町	牧園町	霧島町
ダイオキシン類対策	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町広報誌に掲載 ・独自のパンフレット等による啓発 ・説明会等の実施、参加 ・野外焼却の禁止のパンフレットの配布 <p>【目的】 一般廃棄物の焼却によるダイオキシン等有害物質の発生を防止し、環境保全に寄与する。</p> <p>【実施時期】 不定期</p> <p>【対象】 全世帯</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「焼却禁止」を町広報誌に掲載し、啓発に努める <p>【目的】 一般廃棄物の焼却によるダイオキシン等有害物質の発生を防止し、環境保全に寄与する。</p> <p>【実施時期】 不定期</p> <p>【対象】 全世帯</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町広報誌に掲載 ・独自のパンフレット等による啓発 ・説明会等の実施、参加 ・「屋外焼却禁止」の説明会、パンフレットの配布 <p>【目的】 一般廃棄物の焼却によるダイオキシン等有害物質の発生を防止し、環境保全に寄与する。</p> <p>【実施時期】 不定期</p> <p>【対象】 全世帯</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等による焼却禁止の啓発 ・町内巡回による指導 ・電話問い合わせに対する回答 ・野焼き禁止チラシの作成配布 <p>【目的】 一般廃棄物の焼却によるダイオキシン等有害物質の発生を防止し、環境保全に寄与する。</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【対象】 全世帯</p>

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	ダイオキシン類対策
調整の内容	1 ダイオキシン等有害物質の発生防止については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況

項目	隼人町	福山町	調整の具体的内容
ダイオキシン類対策	<p>【概要】 ・「焼却炉の使用禁止」、「野外焼却禁止」を町広報誌に掲載 ・独自のパンフレットによる全戸配布・啓発</p> <p>【目的】 一般廃棄物の焼却によるダイオキシン等有害物質の発生を防止し、環境保全に寄与する。</p> <p>【実施時期】 不定期</p> <p>【対象】 全世帯</p>	<p>【概要】 ・町広報誌に掲載 ・独自のパンフレット等による啓発 ・説明会等の実施、参加 ・「屋外焼却禁止」の説明会、パンフレットの配布</p> <p>【目的】 一般廃棄物の焼却によるダイオキシン等有害物質の発生を防止し、環境保全に寄与する。</p> <p>【実施時期】 不定期</p> <p>【対象】 全世帯</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>ダイオキシン等有害物質の発生防止については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	公害調査
調整の内容	2 公害調査の実施方法については、国分市の調査体制等を基本に、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	横川町	牧園町	霧島町
公害調査	<p>【概要】 水質、騒音、悪臭等について苦情があった場合は、現地の確認・調査を行い対応する。</p> <p>【調査予算】 悪臭規制調査委託料 291千円</p> <p>【測定機器】 デジタル騒音計</p>	<p>【概要】 住民からの通報により町職員が現地へ出向き状況確認等を行なっている。</p>	<p>【概要】 住民からの通報により町職員が現地へ出向き状況確認等を行なっている。</p>	<p>【概要】 住民からの通報により町職員が現地へ出向き状況確認等を行なっている。</p>

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	公害調査
調整の内容	2 公害調査の実施方法については、国分市の調査体制等を基本に、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	隼人町	福山町	調整の具体的内容
公害調査	<p>【概要】 住民からの通報により町職員が現地へ出向き状況確認等を行なっている。</p>	<p>【概要】 住民からの通報により町職員が現地へ出向き状況確認等を行なっている。</p>	<p>公害調査の実施方法については、国分市の調査体制等を基本に、新市において調整する。</p>

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	環境対策審議会
調整の内容	3 環境対策審議会については、設置をしている国分市、横川町、隼人町の例により、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	横川町	牧園町	霧島町
環境対策審議会	<p>○国分市環境対策審議会</p> <p>【概要】 環境基本法第44条の規定に基づき、国分市環境対策審議会を設置し、市長の諮問に応じ、環境対策に関する基本的事項を調査、審議する。</p> <p>【組織】 委員は15人以内で組織する。 (1) 知識経験者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 業界代表者</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【実施時期】 必要に応じ、随時実施</p>	<p>○横川町環境保全審議会</p> <p>【概要】 環境基本法第44条の規定に基づき、横川町環境保全審議会を設置し、町長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項を調整、審議する。</p> <p>【組織】 委員は10人以内（識見を有するもの、町議会議員、町民の代表）で町長が委嘱する。 平成14年度審議会委員10名 横川町議会議長（会長） 横川町議会総務委員長（副会長） 上ノ地区・中ノ地区・下ノ地区から2名の住民</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【実施時期】 必要に応じ、随時実施</p>	該当なし	該当なし

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	環境対策審議会
調整の内容	3 環境対策審議会については、設置をしている国分市、横川町、隼人町の例により、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	隼人町	福山町	調整の具体的内容
環境対策審議会	<p>○隼人町環境審議会</p> <p>【概要】 環境基本法第44条の規定に基づき、隼人町環境審議会を設置し、町長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項を調査、審議する。</p> <p>【対象者】 委員は15人以内で組織する。 (1) 学識経験者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 業界代表者</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【実施時期】 必要に応じ、随時実施</p>	該当なし	環境対策審議会については、設置をしている国分市、横川町、隼人町の例により、新市において調整する。

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	浄化槽整備計画
調整の内容	4 浄化槽整備計画については、下水道計画のある国分市、牧園町、隼人町の例により、新市において速やかに策定するものとする。		

各市町の現況

項目	国分市	横川町	牧園町	霧島町
浄化槽整備計画	<p>【目的】 本市では生活排水による水質汚濁が問題となってきており、生活排水を適正に処理することが重要となってきている。生活廃水処理の目標については、水質の改善を図るにとどまらず、清流が蘇り、蜚が飛び交い、鮎などの魚が泳ぎ回るすんだ川の復活を目指している。</p> <p>【計画内容】 総事業費 421,000千円 計画人員 7,000人</p> <p>【計画期間】 平成14～24年度</p> <p>【対象地域】 生活排水処理施設整備の基本方針 ① 下場地域（平野部）のなかで、人口が密集している地域においては、公共下水道により処理する。 ② ①以外の地域、すなわち下場地域（平野部）のなかで今後人口が見込まれる地域及び上場地域（山間部）においては合併処理浄化槽を推進する。 ③ ①の地域であっても、当分の間、下水道が供用開始されず緊急を要する地域には合併処理浄化槽を推進する。</p> <p>【その他】 下水道整備計画地域 全体計画 1,176ha</p>	<p>【目的】 合併処理浄化槽の計画的な設置により、生活雑排水による河川及び海洋の汚染防止を図る。</p> <p>【計画内容】 総事業費 846,332千円 計画人員 4,769人</p> <p>【計画期間】 平成4年度～（期限なし）</p> <p>【対象地域】 町内全域</p>	<p>【目的】 合併処理浄化槽の計画的な設置により、生活雑排水による河川及び海洋の汚染防止を図る。</p> <p>【計画内容】 総事業費 321,922千円 計画人員 6,780人</p> <p>【計画期間】 平成2～15年度</p> <p>【対象地域】 下水道整備計画地域を除く町内全域</p> <p>【その他】 下水道整備計画地域 林田・丸尾の両温泉地区と高千穂の住宅区域 全体計画 135ha 7,100人 認可区域 99ha 4,720人</p>	<p>【目的】 合併処理浄化槽の計画的な設置により、生活雑排水による河川及び海洋の汚染防止を図る。</p> <p>【計画内容】 総事業費 272,108千円 計画人員 3,540人</p> <p>【計画期間】 平成5～16年度</p> <p>【対象地域】 町内全域</p>

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	浄化槽整備計画
調整の内容	4 浄化槽整備計画については、下水道計画のある国分市、牧園町、隼人町の例により、新市において速やかに策定するものとする。		

各市町の現況

項目	隼人町	福山町	調整の具体的内容
浄化槽整備計画	<p>【目的】 隼人町合併処理浄化槽設置整備事業を推進するため、隼人町内に住宅の用に供する目的で設置される浄化槽は、原則として合併処理浄化槽とするものとし、これにより公共用水域の汚濁防止並びに水質保全と生活環境の改善を図ることを目的とする。</p> <p>【計画内容】 総事業費 1,410,400千円 計画人員 10,578人</p> <p>【計画期間】 平成2～26年度</p> <p>【対象地域】 本要綱の対象地域は、隼人町全域とする。ただし、下水道早期整備区域は除くものとする。 下水道整備の進捗状況等に伴い、区域の見直しをするものとする。</p> <p>【その他】 下水道整備計画地域 全体計画 921ha 計画決定区域 728ha 認可区域 274.4ha</p>	<p>【目的】 河川の水質汚染の主原因である生活排水の水質を改善する為、合併処理浄化槽の設置者に補助金を支給し、設置を推進するもの。</p> <p>【計画内容】 総事業費 75,650千円 計画人員 5人槽30基（5年間で150基）、7人槽10基（5年間で50基）の計200基（5年間）を年次的に設置推進する。</p> <p>【計画期間】 平成17～21年度</p> <p>【対象地域】 町内全域</p>	<p>浄化槽整備計画については、下水道計画のある国分市、牧園町、隼人町の例により、新市において速やかに策定するものとする。</p>

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	合併処理浄化槽補助補助に関すること
調整の内容	5 合併処理浄化槽の補助事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、補助対象区域及び補助内容については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	横川町	牧園町	霧島町																
合併処理浄化槽補助補助に関すること	<p>【事業の目的】 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【概要】 市は定める地域内において、浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>【補助金額】 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>人槽</td> <td>補助額</td> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>354</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>519</td> </tr> </table>	人槽	補助額	5人槽	354	7人槽	411	10人槽	519	<p>【事業の目的】 同左</p> <p>【概要】 同左</p> <p>【補助金額】 同左</p>	<p>【事業の目的】 同左</p> <p>【概要】 同左</p> <p>【補助金額】 同左</p>	<p>【事業の目的】 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【概要】 町は定める地域内において、浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>【補助金額】 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>人槽</td> <td>補助額</td> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>354</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>519</td> </tr> </table> <p>【町単独補助】 ※ただし、汲み取り式及び単独合併処理浄化槽からの設置替えを行う場合で、かつ、既設便層等を処分した場合に限り、下記の額で追加補助を行う。</p> <p>汲み取り式 50,000円 単独浄化槽 100,000円</p>	人槽	補助額	5人槽	354	7人槽	411	10人槽	519
人槽	補助額																			
5人槽	354																			
7人槽	411																			
10人槽	519																			
人槽	補助額																			
5人槽	354																			
7人槽	411																			
10人槽	519																			

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	合併処理浄化槽補助補助に関すること
調整の内容	5 合併処理浄化槽の補助事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、補助対象区域及び補助内容については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	隼人町	福山町	調整の具体的内容
合併処理浄化槽補助補助に関すること	<p>【事業の目的】 同左</p> <p>【概要】 同左</p> <p>【補助金額】 同左</p>	<p>【事業の目的】 同左</p> <p>【概要】 同左</p> <p>【補助金額】 同左</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>合併処理浄化槽の補助事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、補助対象区域及び補助内容については、合併までに調整する。</p>

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	廃棄物処理計画
調整の内容	6 廃棄物処理基本計画については、国分市の例により、新市において策定する。 また、処理計画（実施計画）については、当分の間、旧市町方式での計画で策定し、衛生管理組合との協議を経て、新市において速やかに調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	横川町	牧園町	霧島町
廃棄物処理計画	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならない。</p> <p>【内容】</p> <p>①国分市一般廃棄物処理基本計画 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理について策定時より15年後を目標に計画し、概ね5年ごとに中間目標年度を設定し、5年ごとに見直していく。平成14年度～平成28年度</p> <p>②国分市生活排水処理基本計画 生活雑排水、し尿、浄化槽汚泥の処理について平成24年度を目標に計画を策定。平成15年度～平成24年度</p> <p>③国分市一般廃棄物処理計画 毎年3月末、次年度の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・し尿・浄化槽汚泥についてどのように収集し、処理していくか基本計画を基に計画する。平成15年4月1日～平成16年3月31日</p> <p>④容器包装廃棄物に係わる分別収集計画 容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施しようとする市町村は市町村分別収集計画を策定する。</p>	<p>【概要】 同左</p> <p>【内容】</p> <p>①横川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理計画 平成15年4月に策定</p> <p>②横川町一般廃棄物（し尿）処理基本計画 し尿、浄化槽汚泥の処理計画 平成15年4月策定</p> <p>③横川町一般廃棄物処理実施計画 毎年3月末、次年度の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・し尿・浄化槽汚泥についてどのように収集し、処理していくか基本計画を基に計画する。</p>	<p>【概要】 同左</p> <p>【内容】</p> <p>①牧園町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （計画期間） 1年間 年次更新</p> <p>②牧園町一般廃棄物（し尿）処理基本計画 （計画期間） 1年間 年次更新</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならない。</p> <p>【内容】 霧島町一般廃棄物処理計画 翌年度の一般廃棄物の処理をどのように行うかを明記し、公表する。</p> <p>【期間】 1年間（年次更新）</p>

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	廃棄物処理計画
調整の内容	<p>6 廃棄物処理基本計画については、国分市の例により、新市において策定する。 また、処理計画（実施計画）については、当分の間、旧市町方式での計画で策定し、衛生管理組合との協議を経て、新市において速やかに調整する。</p>		

各市町の現況

項目	隼人町	福山町	調整の具体的内容
廃棄物処理計画	<p>【概要】 同左</p> <p>【内容】 ①隼人町一般廃棄物処理基本計画 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・焼却灰・資源ごみの処理について策定より15年後を目標に計画し、概ね5年ごとに中間目標年度を設定し、5年ごとに見直していく。平成9年1月に策定</p> <p>②隼人町一般廃棄物処理計画 毎年3月末、次年度の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・焼却灰・資源ごみ・し尿・浄化槽汚泥についてどのように収集し、処理していくか基本計画を基に計画する。</p> <p>③し尿処理計画は②に包括されている。</p>	<p>【概要】 同左</p> <p>【内容】 福山町一般廃棄物（ごみ）処理計画</p> <p>【計画期間】 平成12年度～平成21年度</p>	<p>調整の具体的内容 廃棄物処理基本計画については、国分市の例により、新市において策定する。 また、処理計画（実施計画）については、当分の間、旧市町方式での計画で策定し、衛生管理組合との協議を経て、新市において速やかに調整する。</p>

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	ごみ処理施設の整備（家庭系不燃物処理場）
調整の内容	7 不燃物処理場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新たな施設については、新市において検討する。		

各市町の現況

項目	国分市	横川町	牧園町	霧島町
ごみ処理施設の整備（家庭系不燃物処理場）	<p>【施設名】 芦谷不燃物処理場</p> <p>【概要】 国分市が運営・維持・管理を行っている。</p>	<p>【施設名】 城山粗大ごみ捨場</p> <p>【概要】 横川町が運営・維持・管理を行っている。</p>	<p>【施設名】 城山粗大ごみ捨場</p> <p>【概要】 牧園町が運営・維持・管理を行っている。</p>	<p>【施設名】 永水不燃物処理場</p> <p>【概要】 霧島町が運営・維持・管理を行っている。</p>

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	ごみ処理施設の整備（家庭系不燃物処理場）
調整の内容	7 不燃物処理場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新たな施設については、新市において検討する。		

各市町の現況

項目	隼人町	福山町	調整の具体的内容
ごみ処理施設の整備（家庭系不燃物処理場）	<p>【施設名】 糸走不燃物処理場</p> <p>【概要】 隼人町が運営・維持・管理を行っている。</p>	<p>【施設名】 宝瀬不燃物処理場</p> <p>【概要】 福山町が運営・維持・管理を行っている。</p>	<p>不燃物処理場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新たな施設については、新市において検討する。</p> <p>※各市町の不燃物処理場は、いずれも残余年数が短く、数年後に閉鎖の方向にある。</p>

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	ごみ資源化（容器包装リサイクル法関連）
調整の内容	8 資源ごみ（容器包装リサイクル法関連を含む）の収集品目、収集回数、排出先等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。		

各市町の現況

項目		国分市	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	
容器包装リサイクル法関連 （10品目）	缶類	スチール缶	スチール缶	スチール缶	スチール缶	スチール缶	スチール缶	
		アルミ缶	アルミ缶	アルミ缶	アルミ缶	アルミ缶	アルミ缶	
	びん類	無色透明びん	無色透明びん	無色透明びん	無色透明びん	無色透明びん	無色透明びん	
		茶色びん	茶色びん	茶色びん	茶色びん	茶色びん	茶色びん	
		その他色のびん	その他色のびん	その他色のびん	その他色のびん	その他色のびん	その他色のびん	
	紙類	段ボール	段ボール	段ボール	段ボール	段ボール	段ボール	
		その他紙製容器	その他紙製容器	その他紙製容器	その他紙製容器	その他紙製容器	その他紙製容器	
	紙パック類	飲料用紙パック	飲料用紙パック	飲料用紙パック	飲料用紙パック	飲料用紙パック	飲料用紙パック	
ペットボトル類	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル		
その他プラスチック製容器	その他プラスチック製容器	その他プラスチック製容器	その他プラスチック製容器	その他プラスチック製容器	その他プラスチック製容器	その他プラスチック製容器		
ごみ資源化 その他	びん類	—	生きびん	—	生きびん	生きびん	生きびん	
	紙類	新聞・チラシ	新聞・チラシ	新聞・チラシ	新聞・チラシ	新聞・チラシ	新聞・チラシ	
		雑誌・カタログ類	雑誌・カタログ類	雑誌・カタログ類	雑誌・カタログ類	雑誌・カタログ類	雑誌・カタログ類	
	食用油類	食用油	—	—	食用油	食用油	食用油	
	布類	—	布類	布類	布類	布類	—	
	蛍光灯類	蛍光灯	蛍光灯	蛍光灯	蛍光灯	蛍光灯	蛍光灯	
電池類	乾電池	乾電池	乾電池	乾電池	乾電池	乾電池		
収集回数	資源ごみ	月1回	月2回	月2回	月1回	月1回	月1回	
	ごみ害	乾電池	年2回	年2回	年2回	月1回	月1回	月1回
		蛍光灯	8週1回					
ステーション数 （排出先）	可燃ごみ	1,035箇所	108箇所	177箇所	70箇所	417箇所	123箇所	
	不燃ごみ		70箇所	108箇所	44箇所	331箇所		
	資源ごみ		70箇所			40箇所	248箇所	33箇所
	有害ごみ							
	粗大ごみ		108箇所	1箇所	331箇所			

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	ごみの収集方法・運搬体制
調整の内容	9 ごみの収集方法については、衛生管理組合等と協議を行い、合併までに調整する。また、ごみの運搬体制については、発行のとおり新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況（平成15年4月1日現在）

項目		国分市	横川町	牧園町	霧島町	
ごみの収集方法・運搬体制	対象人員	53,330人	5,542人	9,244人	5,813人	
	対象世帯	22,473世帯	2,441世帯	4,110世帯	2,398世帯	
	対象区域	市内全域	町内全域	町内全域	町内全域	
	収集率	100%	100%	100%	100%	
	収集・運搬体制	委託	委託	委託	委託	
	収集方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	
	数 (ステーション 排出先)	可燃ごみ	1,035箇所	108箇所	177箇所	70箇所
		不燃ごみ		70箇所	108箇所	44箇所
		資源ごみ		70箇所		
		有害ごみ			108箇所	
粗大ごみ		108箇所		1箇所		
収集回数	収集方法	定期収集	定期収集	定期収集	定期収集	
	可燃ごみ	週2回	週2回	週2回	週2回	
	不燃ごみ	月1回	月1回	月1回	月1回	
	資源ごみ	月1回	月2回	月2回	月1回	
	ご有害 み害	乾電池	年2回	年2回	年2回	月1回
		蛍光灯	8週1回	年2回	年2回	月1回
	粗大ごみ	月1回	年2回			
ごみの収集運搬業者		①(有) 国分市清掃社 国分市中央一丁目14番55号 ②(株) 国分単人衛生公社 単人町住吉522番地46 ③オフィシャルクリーン(有) 国分市城山町8番17号 ④中迫興業 鹿児島商会 国分市中央三丁目46番37号 ⑤なんでも屋のヨネちゃん 国分市清水三丁目5番5号 ⑥中村 耕二 単人町神宮一丁目20番1号 ⑦(有) 福山サニタリー 福山町福山4261番地1 ⑧赤帽 坂元運送 国分市府中47番地5 ⑨(株) エコ・スマイル 国分市姫城2956番地 ⑩(有) 国分環境産業 国分市下井1824番地2 ⑪(有) 代一解体 国分市広瀬一丁目23番16号 ⑫リサイクルショップ・ニーズ 国分市清水三丁目19番2号 ⑬城山サービス 国分市城山町5番1号	①(株) 三州衛生公社 栗野町恒次浜場8-10 ②(有) 柏原商店 横川町上ノ4157-4 ③(株) 橋産業 始良郡栗野町稲葉崎104-6 ④始良解体 始良町平松5421-1	①(株) 三州衛生公社 栗野町恒次浜場8-10 ②(有) 柏原商店 横川町上ノ4157-4 ③西枝工業(株) 鹿児島市田上1-3-5 ④(有) クリーンサービス 牧園町宿窪田3189 ⑤オフィシャルクリーン 国分市城山町8-17 ⑥(有) 岩本商店 宮之城町湯田2734-11	①(有) 若葉清掃社 始良郡霧島町大窪452-1 ②中迫興業 鹿児島商会 国分市中央三丁目46番37号	

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	ごみの収集方法・運搬体制
調整の内容	9 ごみの収集方法については、衛生管理組合等と協議を行い、合併までに調整する。また、ごみの運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況（平成15年4月1日現在）

項目		隼人町	福山町	調整の具体的内容	
ごみの収集方法・運搬体制	対象人員	36,264人	7,171人	ごみの収集方法については、衛生管理組合等と協議を行い、合併までに調整する。また、ごみの運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。	
	対象世帯	15,542世帯	3,106世帯		
	対象区域	町内全域	町内全域		
	収集率	100%	100%		
	収集・運搬体制	委託	委託		
	収集方式	ステーション方式	ステーション方式		
	数 ス テ ー シ ョ ン （ 排 出 先 ）	可燃ごみ	417箇所		123箇所
		不燃ごみ	331箇所		
		資源ごみ	248箇所		
		有害ごみ	33箇所		
	収 集 回 数	粗大ごみ	331箇所		
		収集方法	定期収集		定期収集
		可燃ごみ	週2回		週2回 <small>※福地、福沢、佳例川、比曾木野地区は週1回</small>
		不燃ごみ	月1回		月1回
資源ごみ		月1回	月1回		
ご有 み害		乾電池	月1回		
蛍光灯		月1回			
粗大ごみ	月1回	年1回			
ごみの収集運搬業者	①（株）国分隼人衛生公社 隼人町住吉522番地46 ②中迫興業 鹿児島商会 国分市中央三丁目46番37号 ③中村 耕二 隼人町神宮一丁目20番1号 ④赤帽馬場運送 隼人町野久美田422-1 ⑤（有）福山サニタリー 福山町福山4261番地1	①（有）福山サニタリー 福山町福山4261番地1			

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分
調整の内容	10 し尿・浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 また、汲み取り料金については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	横川町	牧園町	霧島町
し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分	<p>【収集方法】 次の業者に対し、収集運搬業の許可を与えて実施 ① (株) 国分単人衛生公社 始良郡隼人町住吉522番地46 ② (有) 福山サニタリー 始良郡福山町福沢4261番地1</p> <p>【処理方法】 国分地区衛生管理組合し尿処理場で処理委託</p> <p>【し尿収集運搬料金】 90リットルまでは基本料金700円 90リットル越える場合、18リットル毎に115円を加算 (税別)</p> <p>【許可申請手数料】 収集運搬業許可申請手数料 1件につき 3,000円 収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業許可小証再交付申請手数料 1件につき 1,000円</p>	<p>【収集方法】 次の業者に、収集運搬業の許可を与えて実施 ① (株) 三州衛生公社 始良郡栗野町恒次浜場8番地10</p> <p>【処理方法】 牧園・横川町衛生管理組合 (清水館) で処理</p> <p>【し尿収集運搬料金】 73円/10ℓ (税別)</p> <p>【許可申請手数料】 収集運搬業許可申請手数料 1件につき 無料 収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 無料 収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 無料 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 無料 浄化槽清掃業許可更新申請手数料 1件につき 無料</p>	<p>【収集方法】 次の業者に収集運搬業の許可を与えて実施 ① (株) 三州衛生公社 始良郡栗野町恒次浜場8-10</p> <p>【処理方法】 し尿処理施設から排出される焼却灰については、伊佐北始良環境管理組合で熔融スラグ化し資源として再利用している。</p> <p>【し尿収集運搬料金】 73円/10ℓ (税別)</p> <p>【許可申請手数料】 収集運搬業許可申請手数料 1件につき 無料 収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 無料 収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 無料 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 無料 浄化槽清掃業許可更新申請手数料 1件につき 無料</p>	<p>【収集方法】 次の1業者に対し、それぞれの担当地区を定めて、収集運搬業の許可を与えて実施 ① (有) 若葉清掃社 始良郡霧島町大窪452-1 町内一円</p> <p>【し尿収集汲取料金】 120リットルまでは基本料金1,200円 120リットル越える場合、18リットル毎に120円を加算 (税別)</p> <p>【処理方法】 国分地区衛生管理組合し尿処理場で処理委託</p> <p>【許可申請手数料】 収集運搬業許可申請手数料 1件につき 3,000円 収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業許可小証再交付申請手数料 1件につき 1,000円</p>

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分
調整の内容	10 し尿・浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、汲み取り料金については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	隼人町	福山町	調整の具体的内容
し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分	<p>【収集方法】 次の2業者に対し、それぞれの担当地区を定めて、収集運搬業の許可を与えて実施 ①（有）福山サニタリー 始良郡福山町福沢4261番地1 JR隼人駅・県立隼人工業高等学校 ②（株）国分隼人衛生公社 始良郡隼人町住吉522番地46 町内一円（JR隼人駅・県立隼人工校を除く）</p> <p>【し尿収集汲取料金】 90リットルまでは基本料金700円 90リットルを超える場合、18リットル毎に115円を加算（税別）</p> <p>【処理方法】 国分地区衛生管理組合し尿処理場で処理委託</p> <p>【許可申請手数料】 収集運搬業許可申請手数料 1件につき 3,000円 収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業許可小証再交付申請手数料 1件につき 1,000円</p>	<p>【収集方法】 次の1業者に対し、収集運搬業の許可を与えて実施 ①（有）福山サニタリー 始良郡福山町福沢4261番地1</p> <p>【し尿収集運搬料金】 105円/18リットル（税別）</p> <p>【処理方法】 国分地区衛生管理組合し尿処理場で処理委託</p> <p>【許可申請手数料】 収集運搬業許可申請手数料 1件につき 3,000円 収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 1,000円 収集運搬業許可小証再交付申請手数料 1件につき 1,000円</p>	<p>し尿・浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、汲み取り料金については、合併までに調整する。</p>

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	環境保全協定
調整の内容	11 環境保全協定については、新市において協定内容を見直し、速やかに締結する。		

各市町の現況

項目	国分市	横川町	牧園町	霧島町
環境保全協定	<p>【概要】 市は環境保全（公害防止）のため、様々な施策を講じるように努めるとともに、事業者が工場等を新設又は増設しようとする場合には、環境保全（公害の未然防止）に関する協定を締結する。</p> <p>【事務手順】 ①市は事業者が工場などを新設又は増設しようとする場合には、環境保全（公害防止）について事業者と予め協議する。 ②協議後、事業者は市より環境保全（公害防止）に関する協定（公害防止協定）の締結について申し出を受けた場合には、その申し出に応ずるよう努める。</p> <p>【対象者】 事業者</p> <p>【目的】 企業又は個人から発生する環境汚染等に係る次に掲げる事項について市長の諮問に応じ調査、協議して市長に答申し、地域の自然環境を含め人間生活の良好な環境を維持発展させる (1) 公害発生施設の規制 (2) 公害処理施設の整備促進 (3) 公害発生の未然防止 (4) 公害に伴う紛争処理 (5) その他の公害対策</p> <p>【定義】 この規則における「公害」とは、環境基本法第2条第3項に準ずる</p>	<p>【概要】 同左</p> <p>【事務手順】 同左</p> <p>【対象者】 事業者</p> <p>【公害防止協定の状況】 現在町と環境保全協定（公害防止協定）を締結している業者は10業者。</p> <p>【定義】 同左</p>	<p>【概要】 同左</p> <p>【事務手順】 同左</p> <p>【対象者】 事業者</p> <p>【公害防止協定の状況】 現在町と環境保全協定（公害防止協定）を締結している業者は1業者。</p> <p>【定義】 同左</p>	<p>【概要】 町は環境保全（公害防止）のため、様々な施策を講じるように努めるとともに、事業者が工場等を新設又は増設しようとする場合には、環境保全（公害の未然防止）に関する協定を締結する。</p> <p>【事務手順】 ①町は事業者が工場などを新設又は増設しようとする場合には、環境保全（公害防止）について事業者と予め協議する。 ②協議後、事業者は町より環境保全（公害防止）に関する協定（環境保全協定（公害防止協定））の締結について申し出を受けた場合には、その申し出に応ずるよう努める。</p> <p>【対象者】 事業者</p> <p>【公害防止協定の状況】 現在町と環境保全協定（公害防止協定）を締結している業者は4業者。</p> <p>【定義】 この規則における「公害」とは、環境基本法第2条第3項に準ずる</p>

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	環境保全協定
調整の内容	11 環境保全協定については、新市において協定内容を見直し、速やかに締結する。		

各市町の現況

項目	隼人町	福山町	調整の具体的内容
環境保全協定	<p>【概要】 同左</p> <p>【事務手順】 同左</p> <p>【対象者】 事業者</p> <p>【公害防止協定の状況】 現在町と環境保全協定（公害防止協定）を締結している業者は1業者。</p> <p>【定義】 同左</p>	<p>【概要】 同左</p> <p>【事務手順】 同左</p> <p>【対象者】 事業者</p> <p>【公害防止協定の状況】 現在町と「環境保全協定（公害防止協定）」を締結している業者は14業者。</p> <p>【定義】 同左</p> <p>【付属機関】 福山町環境行政推進委員会</p> <p>【目的】 企業又は個人から発生する環境汚染等に係る次に掲げる事項について町長の諮問に応じ調査、協議して町長に答(具)申し、地域の自然環境を含め人間生活の良好な環境を維持発展させる</p> <p>(1)環境に関する情報の収集提供に関する事項 (2)公害発生の予防並びに処理に関する事項 (3)環境に関する苦情の処理に関する事項 (4)環境の保全維持並びに改善に関する事項</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>環境保全協定については、新市において協定内容を見直し、速やかに締結する。</p>

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	地球温暖化対策
調整の内容	12 地球温暖化対策については、地球温暖化防止計画を隼人町、福山町の例により、新市において速やかに策定する。		

各市町の現況

項目	国分市	横川町	牧園町	霧島町
地球温暖化対策	○地球温暖化防止計画については策定していない。	○地球温暖化防止計画については策定していない。	○地球温暖化防止計画については策定していない。	○地球温暖化防止計画については策定していない。

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-10 環境衛生事業	関係項目	地球温暖化対策
調整の内容	12 地球温暖化対策については、地球温暖化防止計画を隼人町、福山町の例により、新市において速やかに策定する。		

項目	隼人町	福山町	調整の具体的内容
地球温暖化対策	<p>○地球温暖化防止計画 現在策定中</p>	<p>○地球温暖化防止計画</p> <p>【目的】 町の事務及び事業に環視、温室効果ガス排出の抑制等の推進により、地球温暖化対策の措置を講ずる。</p> <p>【概要】 自らの事務、事業に伴って排出される温室効果ガス等のための措置に関する計画(実行計画)を策定し、排出の抑制を図る。</p> <p>【取り組み例示】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 低公害車の導入 2. 紙類の使用量の削減 3. 自転車の活用 4. 温室効果ガスの排出の少ない機器の導入 5. 太陽熱の利用 6. 水の節水 7. 緑化の推進 8. 廃棄物の減量化等 <p>【経費負担】 全額町負担(平成13年4月策定済み)</p>	<p>地球温暖化対策については、地球温暖化防止計画を隼人町、福山町の例により、新市において速やかに策定する。</p>

協定項目	25-10 環境衛生事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	--------------	------	--------------

環境基本法

（目的）

第1条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第16条第1項を除き、以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

1. 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
2. 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
3. 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

ダイオキシン類対策特別措置法

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。 一 ポリ塩化ジベンゾフラン 二 ポリ塩化ジベンゾパラージオキシン 三 コプラナーポリ塩化ビフェニル

2 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であつて、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「排出ガス」とは、特定施設から大気中に排出される排出物をいう。

4 この法律において「排水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される水をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的条件に応じたダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策を実施するものとする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等をするために必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条 国民は、その日常生活に伴つて発生するダイオキシン類による環境の汚染を防止するように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力するように努めるものとする。

協定項目	25-10 環境衛生事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	--------------	------	--------------

水質汚濁防止法

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

第二章の二 生活排水対策の推進

（国及び地方公共団体の責務）

第十四条の四 市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（以下「生活排水処理施設」という。）の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。

2 都道府県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。

3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

（国民の責務）

第十四条の五 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない。

（生活排水を排出する者の努力）

第十四条の六 生活排水を排出する者は、下水道法 その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を採るべきこととされている場合を除き、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならない。

騒音規制法

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

4 この法律において「自動車騒音」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて環境省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する騒音をいう。

（地域の指定）

第三条 都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により地域を指定するときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

協定項目	25-10 環境衛生事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	--------------	------	--------------

悪臭防止法

第一章 総則

(目的)

第一条

この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

第三章 悪臭防止対策の推進

(国民の責務)

第十二条

何人も、住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体による悪臭防止による生活環境の保全に関する施策に協力するようしなければならない。

(悪臭が生ずる物の焼却の禁止)

第十三条

何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の焼却に伴って悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

(水路等における悪臭の防止)

第十四条

下水溝、河川、池沼、その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように、その水路又は場所を適切に管理しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第十五条

- 1 地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じ、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。
- 2 国は、悪臭の防止に関する啓発及び知識の普及その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国の援助)

第十六条

国は、事業場において発生する悪臭を防止するため必要な施設の設置又は改善につき、資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

第十七条

国は、悪臭を発生する施設の改良のための研究、悪臭の生活環境及び健康に及ぼす影響の研究、悪臭の測定方法の研究その他悪臭の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

環境基本法

第3章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

始良中央合併協議会の調整内容

協定項目	25-10 環境衛生事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	--------------	------	--------------

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村の処理等）

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第七条の三、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の三第十一項、第十三条の十一第一項、第十五条の十二、第十五条の十五第一項、第十六条の二第二号、第二十三条の三第二項及び第二十四条を除き、以下同じ。）しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（事業者及び消費者の責務）

第四条 事業者及び消費者は、繰り返し使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第六条 市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

始良中央合併協議会の調整内容

協定項目	25-10 環境衛生事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	--------------	------	--------------

地球温暖化対策の推進に関する法律（1998年4月28日閣議決定・10月2日成立）

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候変動に関する国際連合枠組み条約及び気候変動に関する国際連合枠組み条約第三回締約国会議の経過を踏まえ、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題となっており、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることと等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、および大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに動植物による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち制令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち制令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガスの総排出量」とは、温室効果ガスたる物質ごとと政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスたる物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。）を乗じて得た量の合計量をいう。

（地方公共団体）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、邦雄予備地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

環境衛生事業 先進事例

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

- 環境保全・衛生事業については、次のとおり調整を図るものとする。
 - ①ダイオキシン対策等公害防止対策事業については、実施市町の例により、合併時に統一する。
 - ②合併処理浄化槽設置整備事業については、現行のとおり実施し、対象区域、補助額等については、合併時までに調整する。
 - ③し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分については、現行の収集及び処分の状況に配慮し、合併時までに適正な処理ができる統一的な体制を整備する。許可申請手数料については、宇和島市手数料を基本に統一する。
- 廃棄物処理関係事務事業については、次のとおり調整を図るものとする。
 - ①不法投棄廃棄物回収事業については、国、県の制度を活用し、新市において実施する。
 - ②ごみ資源化について、家電4品目の行政回収は廃止し、啓発活動・排出抑制については積極的に推進する。なお容器包装リサイクル関連の処理・収集方法等については、現行のとおりとし、新市に移行後速やかに統一する。
 - ③ごみの収集方法については、合併時までに調整する。処理施設整備については、現有施設を継承し、運営する。
 - ④ごみ袋販売については、現行のとおり実施し、新市に移行後、速やかに調整するものとする。生ごみ処理機購入事業については、新市において、宇和島市の例により統一する。
 - ⑤最終処分場関係事業については、現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。
- その他環境事務事業については、次のとおり調整を図るものとする。
 - ①動物愛護、犬取締関係事業については、県の制度に倣い、合併時に統一する。
 - ②火葬場施設運営については、現行のとおりとし、新市に移行後速やかに調整する。なお、使用料については、広域施設の使用料等を参考にし、合併時までに調整する。
 - ③学校有価物回収事業及び資源ごみ回収奨励金制度については、その実施内容において充実している市町の例により新市に移行後速やかに調整する。

上五島地域5町合併協議会（長崎県）

- 火葬施設は現行どおり新町に引継ぎ、統廃合については新町において検討する。委託料、使用料は合併までに調整する。遺体運搬車両貸出は廃止する。霊柩車の使用料助成は、奈良尾町の例による。犬の取締りに関して、予防注射実施場所は現行どおりとし、鑑札交付は新町に引き継ぐ。犬の登録等手数料は現行どおりとする。
- 合併浄化槽設置整備事業補助金は5町相違ないため現行どおりとする。
- 町営墓地は新町に引き継ぐ。
- 美化推進関係の一斉清掃は実施するものとし、実施日は新町において調整する。環境美化推進員、地区衛生組織連合会は新町に引継ぎ、合併後調整する。
- 公害対策審議会は新町において設置する。
- ごみ処理の収集処理等については、収集方法、収集場所、収集区分及び収集回数は、現行どおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。処理方法は現行どおりとし、各清掃センターの処分については県と協議をしながら対応を図る。最終処分場、その他施設は新町に引き継ぐ。
- 手数料、手数料徴収方法等は、合併までに調整する。ただし、合併初年度は旧町の例による。
- 生ごみ処理容器購入補助については、上五島町の例により新町に引き継ぎ、制度のあり方も含めて合併後調整する。
- し尿処理の収集運搬及び浄化槽清掃については許可業者によるものとし、処理方法は現行どおりとする。
- 環境マネジメントシステムは、現行どおりとする。

東濃西部合併協議会（岐阜県）

廃棄物処理事業について

廃棄物処理事業については、行政と住民が一体となって、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、具体的事業については、次のとおりとする。

1. ごみ処理事業については、次のとおりとする。
 - (1) ごみの収集区域、収集回数、収集方法、分別方法については、当面は現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。
 - (2) ごみ処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (3) 指定ごみ袋料金及びごみ処理手数料等については、当面は現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。
 - (4) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料等については、土岐市及び笠原町の例により、合併時に調整する。
2. し尿処理事業については、次のとおりとする。
 - (1) し尿の収集区域、収集方法については、当面は現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。
 - (2) し尿処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (3) し尿処理手数料については、当面は現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。
 - (4) 浄化槽汚泥処理手数料については、当面は現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。

環境対策事業

環境対策事業については、環境の保全と創出に積極的に取り組み、人と自然が共生するまちをめざし引き続き事業を推進するとともに、新市において次の事業を行う。

1. 新市において速やかに環境基本計画を策定する。
2. 墓地・埋火葬業務については、新市に引き継ぐ。
3. 狂犬病予防事業については、東濃西部広域行政事務組合から引継ぎ、新市において実施する。

西彼北部地域合併協議会（長崎県）

- 一般廃棄物処理施設に関すること
一般廃棄物処理施設、最終処分場等の施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
施設建設等整備計画についても現行のとおり新市に引き継ぐ。
事務の委託については、合併の前日をもって廃止する。
- ごみの分別収集等に関すること
収集区域、収集体制、収集方式等については、現行のとおり新市に引き継ぎ合併後に調整する。
分別、古紙、粗大ごみ及び事業所系ごみの取扱い等については、ごみの減量化、リサイクルの推進等を踏まえ合併までに調整する。
手数料については「使用料・手数料等の取扱いに関すること」に基づき調整する。
- その他ごみ関連事業に関すること
ステーション等については現行のとおり新市に引き継ぎ、設置方法等については合併後に調整する。リサイクル補助金については「各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関すること」に基づき調整する。
- リサイクル関連事業については現行のとおり新市に引き継ぎ、市域全体で取り組めるよう新市において調整する。
- 浄化槽の清掃業許可手数料等については、合併時に統一できるよう調整する。
- し尿処理施設に関することについては「一部事務組合等の取扱いに関すること」の調整方針に基づき調整する。その他の既存施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 斎場（火葬場）に関すること
一部事務組合の施設については、「一部事務組合等の取扱いに関すること」の調整方針に基づき調整する。その他の施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。使用料については施設毎の料金を現行のとおりとし、区域外の使用料については合併までに調整する。運営については、合併までに調整する。
- 墓地に関すること
墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。町営墓地の管理方法については合併までに調整する。
- 霊柩車については、合併までに調整する。
- 狂犬病予防対策については、現行のとおり新市に引き継ぐ。実施方法等については合併までに調整する。愛護動物の適正飼育普及事業については、市域全体で取り組めるよう合併までに調整する。
- 環境対策等に関すること
環境美化、地区衛生、各種審議会、各種規制、防止対策、環境教育・学習及び不法投棄に関することについては現行のとおり新市に引き継ぎ、市域全体で取り組めるよう新市において調整する。
- その他環境対策については、合併までに調整する。食品衛生対策については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（愛媛県）

- 一般家庭用ごみ袋配付
- 1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。
 - (1) 可燃ごみ袋は、1世帯大110枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。
 - (2) 不燃ごみ袋は、1世帯大20枚とする。
 - (3) 粗大ごみ処理券は、1世帯10枚とする。
 - 2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。
- ごみの収集
- ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。
- 環境美化事業
- 一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 最終処分場
- 1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。
 - 2 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。
 - 3 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。

北魚沼6か町村合併協議会（新潟県）

- 環境対策事業
- (1) 一般廃棄物収集業務（収集方法・収集日）収集方法及び収集日は、現行どおりとする。
 - (2) 収集ステーションの設置・管理及び補助
 - ① 施設の設置は新市で行うこととし、ステーション設置に対する補助は廃止する。
 - ② ステーションの管理は、今までどおり地元管理とする。
 - (3) 生ごみ処理容器、電動生ごみ処理機の補助入広瀬村の例による。
 - (4) 小出郷広域事務組合共同処理関係
 - ① 使用料・手数料
使用料及び手数料については、小出郷広域事務組合の例による。
 - ② 公共的団体
新市において加入する。